第２章　普通免許状の取得方法

第１節　幼稚園

１　取得方法の概要

(1)　免許状の種類

ア　幼稚園教諭２種免許状（平成元年３月31日までの名称は、幼稚園教諭２級普通免許状） イ　幼稚園教諭１種免許状（平成元年３月31日までの名称は、幼稚園教諭１級普通免許状） ウ　幼稚園教諭専修免許状（平成元年４月１日から新設）

(2)　取得方法の区分

注意事項	ア　平成31年４月１日施行の免許法（以下「新法」という。）により免許状を取得する。 イ　平成10年７月１日施行の免許法（以下「旧法」という。）、平成元年４月１日施行の免許法（以下「旧々法」という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ　申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。				
免許状の種類	取得方法の区分 （取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
２種免許状	短期大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	短期大学士の学位、教員養成機関の卒業等を基礎資格とし、幼別表１により単位を修得する。 ※基礎資格には、大学（短大を含む。）又は教員養成機関に２年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。	幼別表１…Ｐ14 旧幼別表１…Ｐ20	1	免許法 別表第１
	臨時免許状から２種免許状を取得する場合	幼稚園助教諭免許状を取得後、経験年数に応じ、幼別表３－１により単位を修得する。	幼別表３－１…Ｐ15	7	免許法 別表第３
	隣接する学校種の免許状を取得する場合	小学校教諭等の経験年数を利用し、幼別表８により単位を修得する。	幼別表８…Ｐ18	9	免許法 別表第８
		小学校教諭等の経験年数（３年以上）に加えて、幼稚園の助教諭の経験年数を利用して、２種免許状を取得する場合	幼施行規則第18条 …Ｐ18	9	施行規則 第18条
	保育士の経験年数により２種免許状を取得する場合	保育士の経験年数を利用し、幼附則第18項により単位を修得する。	幼附則第18項…Ｐ19	11	免許法附則 第18項
	資格認定試験合格による場合	免許法第16条第１項による。	第10節「資格認定試験」　…Ｐ121	4	免許法第16条第１項
１種免許状	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、幼別表１により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	幼別表１…Ｐ14 旧幼別表１…Ｐ20	1	免許法 別表第１
	２種免許状から１種免許状を取得する場合	幼稚園教諭２種免許状取得後に、経験年数に応じ、幼別表３－２により単位を修得する。	幼別表３－２…Ｐ16	7	免許法 別表第３

免許状の種類	取得方法の区分（取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載ページ	申請書類区分番号	根拠法
１種免許状	保育士の経験年数により１種免許状を取得する場合	保育士の経験年数を利用し、幼附則第18項により単位を修得する。	幼附則第18項…Ｐ19	11	免許法附則第18項
専修免許状	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、幼別表１により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科の課程に１年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。	幼別表１…Ｐ14 旧幼別表１…Ｐ20	1	免許法別表第１
	１種免許状から専修免許状を取得する場合	幼稚園教諭１種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で幼別表３－３により単位を修得する。	幼別表３－３…Ｐ17	7	免許法別表第３

(3)　道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況［令和４年度現在］

◎…専修、１種　　○…１種　　□…専修のみ　　△…２種

＜大学＞

大学名＼免許状の区分	幼稚園
北海道教育大学　札幌校	◎
函館校	◎
旭川校	◎
釧路校	□
名寄市立大学	○
札幌国際大学	○
藤女子大学	○
北翔大学	◎
北海道文教大学	◎

＜養成機関＞

くしろせんもん学校	△

＜短期大学＞

大学名＼免許状の区分	幼稚園
旭川大学短期大学部	△
帯広大谷短期大学	△
釧路短期大学	△
光塩学園女子短期大学	△
國學院大學北海道短期大学部	△
札幌大谷大学短期大学部	△
〃　（専攻科）	○
札幌国際大学短期大学部	△
拓殖大学北海道短期大学	△
函館大谷短期大学	△
函館短期大学	△
北翔大学短期大学部	△
札幌大学女子短期大学部	△

(4)　全国大学通信教育開設状況［令和４年度現在］

文部科学省のホームページを参照してください。〔教員免許状を取得可能な大学〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※　放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第１により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第３を根拠に２種免許状から１種免許状を取得する場合、１種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

2　新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		幼　別表１
基礎資格	幼稚園教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。（大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。）
	幼稚園教諭１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）
	幼稚園教諭専修免許状	修士の学位を有すること。（大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。）

大学において修得することを必要とする単位（注1 注2 注3 注4）

科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
教科及び教職に関する科目（注5）	領域及び保育内容の指導法に関する科目			
	領域に関する専門的事項（注6）	１２	１６	１６
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（注9）			
	教育の基礎的理解に関する科目（注7）			
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	６	１０	１０
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（注8）			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（注9）			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（注7）			
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）（注9）	４	４	４
	幼児理解の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	教育実践に関する科目			
	教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む）（注10）	５	５	５
	教育実践演習（注7）	２	２	２
大学が独自に設定する科目	（注11）	２	１４	１４
	（注12）			２４
合計単位数		３１	５１	７５

その他（注13）		
	日本国憲法	２
	体　育	２
	外国語コミュニケーション	２
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	２

注１　旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。
注２　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。
注３
(1)　１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に１種免許状又は２種免許状を有しているときは、この表の１種免許状又は２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。
注４　「大学において修得することを必要とする単位」は、幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。
注５　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。
注６　「領域に関する専門的事項」の単位は、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得する。
注７　「教育の基礎的理解に関する科目」は８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては６単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は２単位まで、「教職実践演習」は２単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
注８　「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、１単位以上修得する。
注９
(1)　「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては１単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
(2)　「保育内容の指導法」の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。
注10　「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。
(2)　「教育実習」に係る事前及び事後の指導の１単位には幼稚園以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。
(3)　「教育実習」の単位数には、２単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。
(4)　幼稚園（特別支援学校の幼稚部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）、又は幼保連携型認定こども園において、教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「保育内容の指導法」（情報機器及び機材の活用を含む。）又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。
(5)　修得を必要とする単位数のうち、３単位までは、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。
注11　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。
注12
(1)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
(2)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。
注13　「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）・必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。

R４.１０

3　上級免許状を取得する方法

（1）臨時免許状から２種免許状を取得する場合

所　要　資　格	＊　経験年数別最低修得単位数	幼	別表３－１

授与を受けようとする免許状			幼稚園教諭２種免許状							
有することが必要な免許状			幼稚園助教諭免許状							
経験年数　注１　注２			6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年以上
最低修得単位数　注３			45	40	35	30	25	20	15	10
必ず修得する科目	領域に関する専門的事項に関する科目 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得する。		5	4	4	4	4	3	3	1
	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	16	14	13	11	10	8	7	5
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	9	8	7	6	5	4	3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	3	3	2	2	1	1
	保育内容の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目　注５	計	30	27	24	21	18	15	12	9
	合計単位数　注４		35	31	28	25	22	18	15	10

注１　経験年数は、幼稚園助教諭免許状取得後に勤務した次の職の期間
(1)　幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の助教諭又は講師として勤務した職
(2)　幼保連携型認定こども園の助保育教諭又は講師として勤務した職
(3)　認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職

注２　６年をこえる経験年数には、次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職

注３　最低修得単位数は、幼稚園助教諭免許状取得後に修得した単位とする。

注４　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。

注５　「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。

R4.10

（２）２種免許状から１種免許状を取得する場合

所要資格	＊ 経験年数別最低修得単位数	幼	別表３－２

授与を受けようとする免許状		幼稚園教諭１種免許状											
有することが必要な免許状		幼稚園教諭２種免許状											
経験年数 注１ 注２ 注３		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学３年以上在学者等 3年	4年	5年	6年以上
最低修得単位数 注４		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
必ず修得する科目	領域に関する専門的事項に関する科目 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得する。	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
必ず修得する科目	保育内容の指導法に関する科目 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	10	8	8	6	6	5	4	3	6	5	4	3
必ず修得する科目	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	7	7	5	5	4	3	2	2	4	3	2	2
必ず修得する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2
必ず修得する科目	計	20	18	16	14	12	10	8	7	12	10	8	7
大学が独自に設定する科目 注５		6	6	6	6	6	6	6	2	6	6	6	2
合計単位数 注６		30	28	25	23	20	18	15	10	20	18	15	10

注１　経験年数は、幼稚園教諭２種免許状取得後に勤務した次の職の期間
(1)　幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師として勤務した職
(2)　幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師として勤務した職
(3)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の幼稚園の教頭の職
(4)　認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職

注２　次の者の経験年数は、「大学３年以上在学者等」の欄を適用する。
(1)　大学に３年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
(2)　大学（短期大学を含む。）に２年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に１年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者

注３　５年(大学３年以上在学者等は３年)をこえる経験年数には、次の職を通算できる。
(1)　校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職
(2)　社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職

注４　最低修得単位数は、幼稚園教諭２種免許状取得後に修得した単位とする。

注５　「大学が独自に設定する科目」の単位は、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。

注６　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。

注７　「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。

R４.１０

（３）　１種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格	＊　経験年数別最低修得単位数		幼	別表３－３
授与を受けようとする免許状		幼稚園教諭専修免許状	注１　経験年数は、幼稚園教諭１種免許状取得後に勤務した次の職の期間。 (1)　幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師の職 (2)　幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師の職 (3)　教頭法制化（昭和49.9.1）前の幼稚園の教頭の職 (4)　認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職 注２　最低修得単位数は、幼稚園教諭１種免許状の取得後に修得した単位とする。 注３　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。	
有することが必要な免許状		幼稚園教諭１種免許状		
経験年数 注１		３年以上		
最低修得単位数 注２	大学が独自に設定する科目 注３	１５		
	計	１５		

R4.10

4　隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1)小学校教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格		幼	別表８
授与を受けようとする免許状		幼稚園教諭２種免許状	注１　最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 　幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注２　小学校教諭普通免許状取得後に ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、保育教諭、講師としての経験年数３年を要する（助教諭、助保育教諭としての職は含まれない。）。 ※なおこれらの職には、少年院（小学校）、認定在外教育施設（小学校）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。 注３　「保育内容の指導法に関する科目」は、５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）から選択して修得する。
有することが必要な免許状		小学校教諭普通免許状	
経験年数 注２		３年以上	
		必要単位数	
最低修得位数 注１	保育内容の指導法に関する科目 注３	6	
	計	6	

(2) 小学校教諭等としての経験年数（３年以上）に加えて、幼稚園の助教諭等の経験年数を利用して、２種免許状を取得する場合

所要資格		幼	施行規則第１８条の２
授与を受けようとする免許状		幼稚園教諭２種免許状	注１　最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 　幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注２　小学校教諭普通免許状取得後に ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、保育教諭、講師としての経験年数３年（助教諭、助保育教諭としての経験は含めない。）に加えて、 (1)幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の助教諭として勤務した職 (2)幼保連携型認定こども園の助保育教諭として勤務した職 のいずれかの経験がある場合、その経験年数に応じて、最低修得単位数が最大３単位まで軽減される。 ※なお、上記(1)(2)の職には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。 注３　「保育内容の指導法に関する科目」は、５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）から選択して修得する。
有することが必要な免許状		小学校教諭普通免許状	
経験年数 注２ (平成28年４月１日以降のものに限る)		０年	１年
最低修得単位数 注１	保育内容の指導法に関する科目 注３	6	3
	計	6	3

R4.10

5　保育士等としての実務経験を利用して免許状を取得する方法

※　保育士の登録をしている者について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるために、修得することが必要な単位数を軽減するという特例。

この規定は、保育教諭導入に当たっての特例規定であり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」の施行の日から10年を経過する日まで（平成27年４月１日から令和７年３月３１日まで）の間、適用される。

基礎資格及び所要単位		幼	附則第18項
基礎資格	幼稚園教諭２種免許状	保育士資格を有していること。	
	幼稚園教諭１種免許状	学士の学位を有し、保育士資格を有していること。	
経験年数	幼稚園教諭２種免許状	**基礎資格取得後**、幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員、または児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、平成18年法律第77号第３条第１項又は第３項の認定を受けたもの及び同条第５項の規定による公示がされた施設における保育士として良好な成績で勤務した**最低在職年数が３年以上（勤務時間の合計が、4,320時間以上の場合に限る。）**	
	幼稚園教諭１種免許状		

所要の単位 注1	科目		最低修得単位数（１・２種共通）
	教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）注2 注3	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）注2	
		教育の基礎的理解に関する科目 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）注4	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 幼児理解の理論及び方法	1
	合計単位数		8

注１　所要の単位は、幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学または附則第18項適用者を対象とした公開講座・認定講習等で修得する。

注２　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）と教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は各科目を必ず修得する。

注３　「保育内容の指導法」の単位は、５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）の中から選択して修得する。

注４　教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。）は、「日本国憲法」の内容を含めて習得する。

R4.3

6　旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		旧幼　別表１
基礎資格	幼稚園教諭２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。（大学（短大を含む。）又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。）
	幼稚園教諭１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）
	幼稚園教諭専修免許状	修士の学位を有すること。（大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。）

所要の単位 注1 注2 注3

科目		最低修得単位数 ２種	１種	専修
教科に関する科目 注4		4	6	6
教職に関する科目 注5	教職の意義等に関する科目 注6 注7 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
	教育の基礎理論に関する科目 注6 注7 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児､児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	6	6
	教育課程及び指導法に関する科目 注6 教育課程の意義及び編成の方法 注8 保育内容の指導法 注9 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 注8	１２	１８	１８
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 注6 注7 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2	2
	教育実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注10	5	5	5
	教職実践演習 注7	2	2	2
	計	２７	３５	３５
教科又は教職に関する科目	注11		１０	１０
	注12			２４
合計単位数		３１	５１	７５

その他 注13		
	日本国憲法	2
	体　育	2
	外国語コミュニケーション	2
	情報機器の操作	2

注１　旧法の規定により修得した単位は、新法に読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。

注２　専修又は１種免許状を取得する場合、短期大学の単位は、２種免許状の各科目の最低修得単位数を限度に使用できる。

注３
(1)　１種免許状を取得する場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。
(2)　専修免許状を取得する場合、既に１種免許状又は２種免許状を有しているときは、この表の１種免許状又は２種免許状に相当する単位は修得済とみなす。

注４　「教科に関する科目」の単位は、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目のうち１以上の科目について修得する。

注５　「教職に関する科目」の単位は、幼稚園教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注６　最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合、各事項を必ず修得する。

注７　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合は４単位）まで、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」は２単位まで、「教職実践演習」は２単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注８　「教育課程の意義及び編成の方法」並びに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位のうち、２単位（２種免許状の授与を受ける場合は１単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。

注９
(1)　「保育内容の指導法」の単位は、５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）から修得する。
(2)　「保育内容の指導法」の単位は、半数までは小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。ただし、幼稚園免許のほか、小学校免許の認定課程のある大学等で修得した単位に限る。

注10　「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。
(1)　小学校及び幼稚園の教育を中心する。
(2)　「教育実習」に係る事前及び事後の指導の１単位には、幼稚園以外の学校、専修学校及び社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。
(3)　幼稚園（特別支援学校の幼稚部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。
(4)　修得を必要とする単位数のうち、３単位までは、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。

注11　「教科又は教職に関する科目」の単位は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。

注12　「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注13　「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。